

平成 29 年度 ナラ枯れ被害対策実施方針（案）

1 目的

県は平成 28 年度のナラ枯れ被害状況を踏まえ、効果的な防除対策を推進するため、被害状況に応じた具体的な実施方針を定めるもの。

2 目標

- (1) 未被害地域への被害の拡大を阻止する。
- (2) ナラ類の伐採更新を促進する。

3 重点事項

- (1) 被害監視の徹底
- (2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施
- (3) 関係機関との情報及び防除方針の共有
- (4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備
- (5) 伐採更新によるナラ林の若返り
- (6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止
- (7) 公益性の高いナラ林の保全

4 具体的な実施方法

(1) 被害監視の徹底

ア 県は、平成 28 年度の被害地点に基づき、「平成 29 年度ナラ枯れ被害危険区域図」を作成し、危険区域内を重点的に監視する。

イ 県は、9 月を県内一斉調査期間と定め、地上調査及びヘリコプターによる航空調査を実施する。

(2) 被害状況に応じた総合的な被害対策の実施

ア 市町村及び県は、現地調査等を行い、被害状況を把握する。

イ 被害状況に応じた防除方針は別表 1 のとおりとする。

ウ 市町村及び県は、被害状況を踏まえ、防除方針に基づき、防除対策を実施する。

エ 被害木は、カシノナガキクイムシが羽化脱出する前の、6 月 20 日までに駆除を完了する。

(3) 関係機関との情報及び防除方針の共有

ア 市町村及び県は、地元森林管理署と双方の被害状況を共有する。

イ ナラ枯れ被害が民有林と国有林の双方で発生した際には、被害木の駆除方法及び今後の防除方針について協議し、効果的な防除対策の実施に努める。

ウ 県は、新たな被害市町村が確認された際は、隣接する市町村に対し、速やかに被害情報を提供するとともに、監視の強化や今後の防除対策について市町村と検討する。

エ 県は隣県の被害状況を把握し、関係機関に情報提供する。

(4) 適期に駆除を行うための労務体制の整備

ア 市町村及び県は被害木の駆除や予防対策に必要な労務を把握し、これを適期に実施できるよう、労務の確保に努める。

イ 県は事業体等に対し、必要に応じて、被害木の駆除や予防対策に係る技術指導を行う。

(5) 伐採更新によるナラ林の若返り

市町村及び県は、ナラ林の伐採更新を促進するため、ナラ林の伐採更新の防除上の有効性及び関係する補助事業について周知する。

(6) ナラ類の利用、移動に伴う被害拡大の防止

県は、ナラ類の利用と移動に伴う人為的な被害拡大を防止するため、必要な措置を定め、素材生産業者等に周知する。

(7) 公益性の高いナラ林の保全

市町村及び県は、保安林や景勝地等の公益性の高いナラ林を、ナラ枯れ被害から保全する必要がある場合は、予防措置を行うとともに、周辺のナラ林において駆除及び誘引捕殺、伐採によるナラ林の更新等を行い被害の拡大防止に努める。

別表 1

被害状況	防除対策	留意事項
未被害地域 半径 30km 以内でナラ枯れ被害が確認されていない地域	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度ナラ枯れ被害危険区域図に隣接する区域等を重点的に監視する。 	<ul style="list-style-type: none"> ナラ林は高齢になる前に伐採し、萌芽更新等により若返りを図る。
隣接地域 被害は確認されていないが、半径 30km 以内でナラ枯れ被害が確認されている地域	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度ナラ枯れ被害危険区域図の危険区域等を重点的に監視する 	
微害地域 当年又は前年に ha 当り 1～10 本程度の被害が確認された森林から 2 km の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り伐倒くん蒸処理により駆除し、地形等により伐倒くん蒸処理が困難な場合は、立木くん蒸処理により駆除する。 穿入生存木のうち、フラスが大量に排出されているミズナラは可能な限り駆除する。 	6月から9月は、カシノナガクイムシを誘引する危険があるのでナラ類の伐採を避ける。 破砕や焼却以外の目的で伐採したナラ類を未被害地域に移動させない。
中害地域 当年又は前年に ha 当り 10～30 本程度の被害が確認された森林から 2 km の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 公益性が高く防除が必要なナラ林では予防措置を行う。 	破砕や焼却以外の目的で伐採したナラ類を未被害地域に移動させない。 公益性が高く防除が必要なナラ林では予防措置を行う。
激害地域 当年又は前年に ha 当り 30 本以上の被害が確認された森林から 2 km の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 被害の終息は困難なことから、駆除は被害の先端地域に重点化して行う。 駆除は、費用及び作業効率を優先し、状況に応じて、立木くん蒸処理と伐倒くん蒸処理を組み合わせる。 	ナラ林は高齢になる前に伐採し、萌芽更新等により若返りを図る。